

熊本県公報

目次

規則	熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
告示	漁獲共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立の告示	(漁政課)	一
	指定居宅サービス事業所の変更	(高齢保健福祉課)	二
	指定居宅サービス事業所の指定	(")	二
	指定居宅サービス事業所に係る変更	(")	二
	生活保護法第四十九条の規定による医療機関等の指定	(医務福祉課)	二
	生活保護法による指定医療機関等の廃止	(")	三
	生活保護法による指定医療機関等の変更	(")	三
公告	開発行為に関する工事の完了	(建築課)	三
	土地区画整理事業の事業計画の変更認可	(都市計画課)	四
	平成十四年二級建築士試験の実施	(建築課)	四
	平成十四年木造建築士試験の実施	(")	四
	地籍調査成果の認証	(農村整備課)	五
	県有地売却に係る一般競争入札の実施	(管財課)	六
	開発行為に関する工事の完了	(建築課)	七
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県民生活総室)	七
	防災消防航空センターの機械整備業務委託の契約事務に係る入札参加資格等	(防災消防課)	七

登載依頼

漁場環境保全総合美化策定委員会の会議の開催

(漁場環境保全総合美化策定委員会)

八

平成十二年度定期監査結果に基づく改善措置

(監査委員)

九

平成十三年度第二次定期監査結果に基づく改善措置

(")

二

保健医療推進協議会の会議の開催

(保健医療推進協議会)

四

労働問題政労使会議の会議の開催

(労働問題政労使会議)

四

環境審議会廃棄物部会の会議の開催

(環境審議会廃棄物部会)

五

規則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県規則第八号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年熊本県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 当分の間、第六条第一項中「及び退職手当」とあるのは、「、退職手当及び特例一時金」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

告示

熊本県告示第七十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十八条の二第六項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出があり、同条第一項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮谷 義子

義務加入が成立した加入区の区域	熊本県知事 潮谷 義子
松島漁業協同組合の地区のうち松島町阿村の区域	漁業の区分 一号漁業

熊本県告示第七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により次のとおり指定居宅サービス事業所の変更の届出があった。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問介護】			
事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容	
指定訪問介護事業所あいこう	事業所の所在地	熊本市清水新地三丁目五番	
熊本市清水町大字麻生田八百三十八番地		三十三号	

【通所介護】			
事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容	
指定通所介護事業所あいこう	事業所の所在地	熊本市清水新地三丁目五番	
熊本市清水町大字麻生田八百三十八番地		三十三号	

【短期入所生活介護】			
事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容	
指定短期入所生活介護事業所あいこう	事業所の所在地	熊本市清水新地三丁目五番	
熊本市清水町大字麻生田八百三十八番地		三十三号	

熊本県告示第七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮谷 義子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホームあいらく	社会福祉法人 蘇清	平成十四年三月一日
阿蘇郡蘇陽町大字滝上二百二十三	会	
一		

熊本県告示第八十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により指定居宅サービス事業所の変更の届出があった。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮谷 義子

【福祉用具貸与】			
事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容	
有限会社ミムラ・ヒューマンケア	事業所の所在地	荒尾市万田千五百六十一の	
玉名郡岱明町西照寺九百三十五番		十	
地			

熊本県告示第八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮谷 義子

【医科】				
指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
六〇一〇二二五	松岡内科クリニク	医療法人師天会	八代市通町七一四	平成十三年十二月一日
六三六〇〇〇五	幸村医院	医療法人社団幸村会	鹿本郡鹿央町合里四一一	平成十四年一月二十一日
六四二〇〇二五	ひかりヶ丘醫院	医療法人社団栄康会	菊池郡合志町幾久富一九〇九一三三七九	平成十四年一月十七日

〔歯科〕	指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
	六〇三四〇三八	あさの歯科医院	浅野 司	玉名市山田一七五〇 一〇	平成十四年 二月四日

〔薬局〕	指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
	八六九	なまず調剤薬局	有限会社九品寺調剤薬局	上益城郡嘉島町鯉一 八九八―五	平成十四年 二月一日

熊本県告示第百八十二号
生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。
平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮谷 義子

〔医科〕	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
	松岡内科クリニック	松岡 昇	八代市通町七―一四	平成十三年 十一月三十日
	幸村医院	幸村 克典	鹿本郡鹿央町合里四―一	平成四年 三月四日
	松浦医院	松浦俊一郎	菊池郡七城町大字橋田六五四	平成十四年 一月十日
	羽地診療所	羽地 祐	菊池郡合志町豊岡上庄二二八	平成十四年 一月十五日
	米村医院	米村 正照	上益城郡御船町陣五三二	平成十三年 十二月十八日

熊本県告示第百八十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮谷 義子

〔医科〕	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	変更事項	変更年月日
	竹田眼科医院	医療法人 聖泉会	人吉市南泉田町 七〇―三	旧 法人名 新 医療法人竹田眼科医院 泉会	平成十三年 十一月二十二日

〔薬局〕	薬局名称	開設者	薬局所在地	変更事項	変更年月日
	あさひ調剤薬局	株式会社 社下川調剤	玉名市中一九三 一―四	旧 開設者名称 新 株式会社社下川調剤	平成十三年 十一月五日

公 告

熊本県公告第百六十七号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。
平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名郡長洲町大字長洲字一の割二六三五番五、同二六三五番八及び同二六三五番九
三千八百八十二・二〇平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県さいたま市宮原町二丁目一九番四号
株式会社しまむら

熊本県公告第六十八号

松橋不知火都市計画事業松橋大野土地区画整理事業の事業計画変更について、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 組合の名称 松橋大野土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成八年九月十三日から平成十六年三月三十一日まで
- 三 施行地区 松橋町松橋字浜田及び字前田の全部並びに松橋町大野字浜田及び字前田の各一部
- 四 事務所の所在地 下益城郡松橋町大野八十五番地
- 五 設立認可の年月日 平成八年九月十三日
- 六 変更認可の年月日 平成十四年三月四日

熊本県公告第六十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成十四年二級建築士試験を次のように実施する。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 試験期日及び時間
 - 1 学科の試験
 - 平成十四年七月七日（日） 午前十時から午後五時十分まで
 - 2 設計製図の試験
 - 平成十四年九月二十九日（日） 午前十一時三十分から午後四時まで
 - 二 試験場所
 - 九州東海大学工学部 熊本市渡鹿九丁目一番一号
 - 三 受験申込手続
 - 1 受験申込書の受付地、受付期間及び受付時間
 - (一) 社団法人熊本県建築士会 熊本市神水二丁目三番七号
 - 1) 受付期間 平成十四年四月八日（月）から四月十二日（金）まで
 - 2) 受付時間 午前十時から午後四時まで
 - (二) 熊本県八代地域振興局 八代市西片町一六六〇番地
 - 1) 受付期間 平成十四年四月八日（月）及び四月九日（火）

(2) 受付時間 午前十時から午後四時まで

(三) 熊本県天草地域振興局 本渡市今釜新町三五三〇番地

1) 受付期間 平成十四年四月八日（月）及び四月九日（火）

2) 受付時間 午前十時から午後四時まで

2 受験申込方法

受験申込書の受付は、原則として1の(一)から(三)までの受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等で、直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているもの限り、郵送を認める。なお、郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、宛先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

3 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成十二年又は平成十三年の試験の学科の試験（住所の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。）に合格したことを証する書面を添付して行うものとする。

四 合格者の発表及び可否の通知

1 学科の試験
 平成十四年九月十三日（金）頃に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

2 設計製図の試験

平成十四年十二月十三日（金）頃に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

五 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合格判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

六 その他

設計製図の課題は、平成十四年六月二十六日（水）頃から財団法人建築技術教育普及センター各支部及び熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、学科の試験の試験場においても掲示する。受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第七十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成十四年木造建築

士試験を次のように実施する。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 試験期日及び時間

1 学科の試験

平成十四年七月二十八日(日) 午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

平成十四年十月十三日(日) 午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

九州東海大学工学部 熊本市渡鹿九丁目一番一号

三 受験申込手続

1 受験申込書の受付地、受付期間及び受付時間

(一) 社団法人熊本県建築士会 熊本市神水二丁目三番七号

受付期間 平成十四年四月八日(月) から四月十二日(金) まで

受付時間 午前十時から午後四時まで

(二) 熊本県八代地域振興局 八代市西片町一六六〇番地

受付期間 平成十四年四月八日(月) 及び四月九日(火)

受付時間 午前十時から午後四時まで

(三) 熊本県天草地域振興局 本渡市今釜新町三五三〇番地

受付期間 平成十四年四月八日(月) 及び四月九日(火)

受付時間 午前十時から午後四時まで

2 受験申込方法

受験申込書の受付は、原則として1の(一)から(三)までの受付地に設ける受付場所に入
込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等で、直接申込
みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付さ
れているもの限り、郵送を認める。なお、郵送の場合は、申込受付最終日までの消
印のあるもので、宛先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、
必ず書留速達とする。

3 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成十二年又は平成十三年の試験の学科の試験(住所
地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)に合格し
たことを証する書面を添付して行うものとする。

四 合格者の発表及び可否の通知

1 学科の試験

平成十四年九月十三日(金) 頃に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及
び成績を通知する。

2 設計製図の試験

平成十四年十二月十三日(金) 頃に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨
及び成績を通知する。

五 可否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した可否判定基準を財団法人建築技術教育普及セン
ター支部等に掲示する。

六 その他

設計製図の課題は、平成十四年六月二十六日(水) 頃から財団法人建築技術教育普及
センター各支部及び熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、学科の試験の試験
場においても掲示する。受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望す
る者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第七十一号

玉名市ほか十二市町村における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百
八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の
規定により、次のとおり公告する。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者 の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の 名称	認証年月日
玉名市	平成十二年度及び 平成十三年度	大字溝上、宮原、 伊倉北方、伊倉南 方、横田片諏訪、 中の各一部	地籍図 地籍簿	平成十四年三月五日
牛深市	平成十二年度及び 平成十三年度	二浦町の一部		
菊池市	平成十二年度及び 平成十三年度	大字玉祥寺の全部、 四町分の一部		
宇土市	平成十二年度及び 平成十三年度	城塚町の一部		

宇土市	平成十二年度及び平成十三年度	下網田町の一部
三角町	平成十二年度及び平成十三年度	大字前越、中村の各一部
鹿央町	平成十二年度及び平成十三年度	大字千田の一部
旭志村	平成十二年度及び平成十三年度	大字小原の全部、大字弁利の一部
小国町	平成十一年度から平成十三年度まで	大字下城の一部
白水村	平成十一年度から平成十三年度まで	大字吉田、一関の各一部
多良木町	平成十一年度から平成十三年度まで	大字槻木の一部
須恵村	平成十二年度及び平成十三年度	須恵村の一部
山江村	平成十一年度から平成十三年度まで	大字山田の一部
球磨村	平成十一年度から平成十三年度まで	大字神瀬丁の一部

熊本県公告第七十二号

県有財産を次のとおり売却する。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮谷 義子

一 物件の表示

球磨郡多良木町多良木字中村六九〇番一

宅地 四〇六・一一平方メートル(実測)

二 入札期日

平成十四年三月二十七日 午後一時三十分

三 入札場所

球磨郡多良木町多良木三〇九四番一 多良木警察署二階会議室

四 入札保証金

入札金額の百分の五以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。

なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

五 開札期日 入札終了後即時

六 入札説明会

次の日時及び場所で行う。

日時 平成十四年三月二十日 午後一時三十分から午後二時三十分まで

場所 球磨郡多良木町多良木三〇九四番一 多良木警察署二階会議室

七 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。

八 入札参加資格

次のいずれかに該当するものは、この入札に参加できない。

当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第二項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後二年を経過していない者

九 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。

提出期限 平成十四年三月二十六日 午後五時

提出先 熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県総務部管財課

十 入札に参加しようとする者は、九の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。

1 個人の場合

印鑑証明書

2 法人の場合

印鑑証明書

3 1又は2の代理人が参加する場合

1又は2に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書

十一 その他

1 契約締結期限 平成十四年四月十日

2 売買代金納入期限 納入通知書により指定する。

3 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館七階 熊本県

総務部管財課

- 4 入札参加者は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、同法施行令、熊本県財産条例（昭和三十九年熊本県条例第二十三号）、熊本県会計規則（昭和六十年熊本県規則第十一号）等を承知のうえ入札するものとする。
- 5 問い合わせ先 熊本県総務部管財課
（電話〇九六一三八三十一一一番 内線三三〇七）

熊本県公告第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字野々島字合志塚二一〇八番三
四百九十六・〇三平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市鹿子木町九五番地一
角上 亮也

熊本県公告第七十四号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 申請年月日
平成十四年二月二十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人 黎明
- 三 代表者の氏名
赤星 文恵
- 四 主たる事務所の所在地
熊本県玉名郡菊水町大字前原九十番地二
- 五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者とその家族などの地域住民に対して、生活支援事業、社会啓発および人材育成事業等を行うことにより、高齢者が自分らしく生き、人間としての尊厳をまっとうできるような援助と社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

熊本県公告第七十五号

熊本県が発注する熊本県防災消防航空センター事務所棟及び格納庫（以下「航空センター事務所棟等」という。）機械警備業務委託に係る契約を締結する場合の指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、競争入札に参加するために必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成十四年三月十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 競争入札に付する事項
熊本県防災消防航空センター事務所棟及び格納庫の機械警備業務 一式
- 二 履行場所
航空センター事務所棟等
- 三 競争入札に参加できない者
- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当する者
- (二) 熊本県内に本社、支社、支店又は営業所を有しない者
- (三) 資本金又は資本金に相当する額が五百万円未満の者
- (四) 機械警備業務に関する営業年数が五年未満の者
- (五) 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十一条の四の規定に基づく熊本県公安委員会への届出を行っていない者
- (六) 資格審査の申請書を提出するまでに県税を完納していない者
- 四 競争入札参加者の資格
県が発注する航空センター事務所棟等の機械警備業務委託に係る競争入札に参加できる者は、審査の結果資格があると認めたとする。
- なお、審査は次に定める資格審査の項目により決定する。
- 五 資格審査の項目
資格審査の項目は、事業の経営状況に関する事項及び契約の履行実績に関する事項とし、それぞれの項目は、次に掲げるものとする。

1 事業の経営状況に関する事項

- (一) 審査基準日(審査申請日の属する年の一月一日とする。)(直前三年間の契約実績及び契約額
- (二) 経営規模

- イ 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
- ロ 従業員数(審査基準日の前日における事業に従事する従業員の数をいう。)
- ハ 事業に必要な機械、工具、備品等の種類及び数量
- ニ 審査基準日の前日までの営業年数
- ホ 経営比率

2 契約の履行実績に関する事項

- (一) 審査基準日の直前三年間における熊本県並びに国、地方公共団体又は熊本県内の金融機関が発注した庁舎等機械警備業務委託実績
- (二) 主要取引先(前号に係る取引を除く。)(との庁舎等機械警備業務受託実績

六 入札参加資格を得るための申請の受付

1 申請の方法

県が指定する競争入札参加資格確認申請書に次の(一)から(十)までの書類を添付のうえ、直接又は書留郵便により提出するものとする。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならぬ。

定款

商業登記簿謄本

審査基準日直近の事業年度の決算における財務諸表

営業経歴書

印鑑証明書

最近一年間の県税に係る納税証明書

(七) 警備法第四条及び第五条の警備業に係る認定証又は届出書の写し並びに同法第

十一条の四の機械警備業に係る届出書の写し

(八) 県内営業所等における機械警備業務管理者資格者証及び講習会終了証明書の写し

(九) 賠償責任保険証書の写し

(十) 過去三年間の実績を証する書類(契約書の写し又は履行証明書等)

2 申請書類の入手及び提出の場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県総務部防災消防課防災班

郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号〇九六一三三三一一一 内線三四一六、三四二六

3 申請書類の受付期間

平成十四年三月十三日から平成十四年三月二十七日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

七 資格確認審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

八 参加資格の有効期間

入札参加資格の有効な期間は、資格審査の結果を通知した日から平成十四年五月三十一日までとする。

登 載 依 頼

熊本県漁場環境保全総合美化策定委員会公告第一号

熊本県漁場環境保全総合美化策定委員会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成十四年三月十三日

熊本県水産振興課長

一 開催日時

平成十四年三月二十日(水)

午後二時から

二 開催場所

水前寺共済会館

三 議題

1 平成十三年度水域環境クリーンアップ事業の結果報告について

2 平成十四年度水域環境クリーンアップ事業計画について

3 平成十三年度漁場環境保全推進事業結果報告について

4 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続き

1 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号
 熊本県林務水産部水産振興課環境養殖係
 (電話〇九六―三八三―一一一一 内線五六九二)

熊本県監査委員会公告第一号

県知事から、平成十二年度定期監査の結果に基づく改善措置の通知があったので、地方自治法第百九十九条第十二項の規定により公表する。

平成十四年三月十三日

熊 本 県 監 査 委 員 会
 同 同 同
 松 白 山 児
 島 石 本 玉
 紀 和 秀 文
 男 男 久 雄

監査対象機関	監査執行年月日	報告公表事項	改善措置結果
税務課	平成12年8月25日 及び9月28日	県税の未収金(6,186,634,138円)について、引き続きその解消に努めること。	毎年、「県税滞納整理実施要領」を策定し滞納整理の徹底を図っているが、平成12年度は、平成11年度と同様に長引く景気低迷により税収不足が懸念されたことから、「平成12年度県税確保特別対策実施要領」を定め、滞納者への早期催促及び早期の滞納処分を強化したほか、県下一斉休日催告等に税務職員一丸となって取り組んだ。また、滞納額の約3割を占める個人県民税については、市町村長に徴収強化を要請するとともに、滞納事案に対する助言、共同催告、応援徴収、滞納処分実務研修会等を実施するなど、市町村の実状に応じた支援に努めた。
医務福祉課	平成12年8月10日 及び8月11日	生活保護費返還徴収金の未収金(16,229,163円)について、引き続きその解消に努めること。	(1) 査察指導員会議等を開催し、各ケースに応じた具体的指示を行った。また、指導監査の際、ケース毎にヒアリングを行い、その後の進行管理を指導した。 (2) 未収金解消マニュアルを作成し、各福祉事務所に通知した。
児童家庭課	平成12年8月7日 及び8月11日	児童扶養手当返納金の未収金(16,984,400円)並びに母子寡婦福祉資金貸付金の未収金(40,109,491円)について、引き続きその解消に努めること。	児童扶養手当返納金について (1) 提出書類の改正を行った。 届出事項等に気づきやすい工夫。 (2) 市町村担当者会議の強化を図った。 従来の担当者会議に加え、担当1年以内の職員を対象に説明会を開催した。 (3) ケース分類を行った。 納入状況でケース分類し、効果的な徴収計画を立てた。 (4) 地区担当毎の電話催告を行った。 (5) 日曜臨戸督促を実施した。 母子寡婦福祉資金貸付金について (1) 目標数値の設定を行った。 (2) 滞納の未然防止の強化を図った。 借受人、連帯保証人に対する、償還への十分な説明の実施。 (3) 償還活動の合理化を図った。 ケース分類及び分析で、効果的な償還活動の計画。 (4) 組織の連携強化を図った。 対応困難ケースについて、各地域振興局毎に課内会議等を開催。